

名古屋市環境影響評価条例及び環境影響評価法の対象事業と手続件数

事業の種類	名古屋市環境影響評価条例		環境影響評価法	
	規模要件	数	規模要件	数
① 道路の建設 ・高速自動車国道 ・指定都市高速道路 ・一般国道 ・その他の道路	すべて すべて 4車線以上かつ1km以上 4車線以上かつ1km以上	0	すべて 4車線以上 4車線10(7.5)km以上 ――	55 ^{※1}
② 鉄道又は軌道の建設 ・新幹線鉄道 ・その他の鉄道、軌道	すべて すべて	2	すべて 10(7.5)km以上	11
③ 発電所の建設	出力5万kW以上	0	15(11.25)万kW以上 (火力)	43 ^{※2}
④ 工場又は事業場の建設	排出ガス量4万Nm ³ /時以上 又は特定排水 7,500m ³ /時以上	0	――	
⑤ 下水道終末処理場の建設	すべて	1	――	
⑥ 廃棄物処理施設の建設 ・廃棄物最終処分場 ・ごみ焼却等施設 ・産業廃棄物焼却施設	面積3ha以上かつ埋立容積 15万m ³ 以上 処理能力150t/日以上 処理能力150t/日以上	1	30(25)ha以上 ―― ――	4
⑦ 公有水面の埋立	面積10ha以上	0	50ha超(40ha以上) (埋立・干拓)	10
⑧ 住宅団地の建設	戸数1,000戸以上	0	造成面積100(75)ha以上	0
⑨ 大規模建築物の建築	高さ100mかつ延べ面積 5万m ² 以上	7	――	
⑩ レクリエーション施設の 建設	面積10ha以上	0	――	
⑪ 工業団地の造成	面積3ha以上	0	100(75)ha以上	0
⑫ 流通業務団地の造成	面積10ha以上	0	100(75)ha以上	0
⑬ 土地区画整理事業	面積50ha以上	0	100(75)ha以上	11
⑭ 開発行為に係る事業 (前各号に掲げるものを 除く)	面積10ha以上	0	――	
その他	――		河川、飛行場	16

合計 11

145^{※3}

注：法律欄の（ ）は、第二種事業を示している。

平成22年12月31日現在、法に基づき手続きを実施している案件の数(国内の総数、
手続中を含む)なお、名古屋市内の法対象案件は土地区画整理事業1件である。

※1：大規模林道を含む件数

※2：水力発電所、火力発電所、地熱発電所、原子力発電所の合計件数

※3：2つの事業が併合して実施されたものは1事業として数えている

名古屋市環境影響評価条例に基づいて手続きを行った案件一覧

事業の名称	事業の種類	事業の略称
名古屋ルーセントタワー建設事業	大規模建築物の建築	ルーセントタワー
名古屋市鳴海工場建設事業	廃棄物処理施設の建設	鳴海工場
ミッドランドスクエア建設事業	大規模建築物の建築	ミッドランドスクエア
空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業	下水道終末処理場の建設	空見スラッジセンター
都市高速鉄道名古屋市高速度鉄道第6号線（野並から徳重）	鉄道の建設	地下鉄6号線
納屋橋東再開発ビル「納屋橋ルネサンスタワーズ（仮称）建設事業	大規模建築物の建築	ルネサンスタワーズ
ささしまライブ24地区「（仮称）グローバルゲート」建設事業	大規模建築物の建築	グローバルゲート
名駅一丁目1番計画北地区（仮称）建設事業	大規模建築物の建築	名駅一丁目北地区
名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業	大規模建築物の建築	名駅一丁目南地区
「（仮称）名駅三丁目計画」建設事業	大規模建築物の建築	名駅三丁目計画

※「名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線 豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線」については愛知県環境影響評価条例に基づき手続きを行ったため資料に含んでいない。